

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No.6
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長 増田 寛也
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
【報告義務発生日】 令和4年8月12日
【提出日】 令和4年8月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社かんぽ生命保険
証券コード	7181
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	日本郵政株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町二丁目3番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成18年1月23日
代表者氏名	増田 寛也
代表者役職	取締役兼代表執行役社長
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日本郵便株式会社が発行する株式の引受け及び保有、同社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保、同社の株主としての権利の行使等 ・株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式の処分並びに処分するまでの間における当該株式の保有及びこれらの株式会社の株主としての権利の行使等

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	経理・財務部財務担当 マネジャー 佐藤 剛
電話番号	03-3477-0187

(2)【保有目的】

郵政民営化に伴い取得した発行者株式を郵政民営化法第61条第2号の規定に基づいて保有するもの。
 なお、発行者株式については、同法第62条第1項の規定により、その全部を処分することを目指し、株式会社かんぽ生命保険の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分することとされており、当該処分までの間において保有するもの。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	190,963,900		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 190,963,900	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		190,963,900
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年8月10日現在)	V	399,693,700
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		47.78
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		35.55

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和4年8月12日	普通株式	8,462,200	2.12	市場外	処分	2,068円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成27年8月1日付株式分割により、190,963,900株を取得。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地